

全国一斉成年後見相談会

●日時 9月19日(月・敬老の日)
午前10時～午後3時

●場所 栃木県司法書士会館
(宇都宮市幸町1-4)

●相談内容 成年後見
(高齢者の財産管理)

●相談料 無料

●相談方法 面談・電話(028-632-9420)

●相談員 司法書士・社会福祉士
●問い合わせ
栃木県司法書士会事務局

TEL 028(614)1122
リーガルサポートとちぎ支部
TEL 028(632)9420

**あわてて契約しないで!
屋根の修理、震災に便乗した悪質な勧誘にご注意を**

●主な事例

・「これから屋根の修理に伺います」「屋根修理の依頼を受けたものですが都合のよい日に伺います」などの電話が突然掛かってきたが、後日確認したところ実際に発注した業者とは違う業者であることに気付いた。

・「早く工事しないと大変なことになる。当社なら今すぐ工事が出来る」と不安をあおられ、高額な工事費用を払ってしまつた。

●対処法

シートなどで覆つてある屋根は、遠くからでもよく目立ち悪質業者の格好の的になりかねません。専門家によるシート養生であれば3～6カ月おきに点検を依頼すれば屋根への負担も軽減されます。すぐに工事できると勧誘を受けても焦らず、信頼できる工事に問い合わせてみましょう。

また、従来の施工方法と比べて耐震性・耐風性で優れる「ガイドライン工法」という施工方法が、全日本瓦工事業連盟などの業界団体では推奨されています。契約前にガイドライン工法かなど、施工方法について確認することが必要です。

◎屋根修理工事を依頼する場合は以下の点にご注意ください

- ①勧誘されてもすぐに工事を頼まない。
 - ②工事の内容や費用についてよく確認したうえで、家族などに相談したり複数の業者から見積りをとったりして、十分に検討する。
 - ③施工方法について確認する。
 - ④実際に工事を開始する前に、施工内容と請負金額を確認し、工事店と工事請負契約を締結する。
 - ⑤実際に工事する際にも契約した業者か確認する。
- ※困った時・迷った時は消費生活センターにご相談ください。

■問い合わせ

大田原市消費生活センター
TEL (23) 6236

くらし情報館情報

不用品登録状況 (8月15日)

◆ゆずりたい ※有料希望は受け付けません

- お母さん・お子さん向け
ベビーベッド、机、歩行器、野崎幼稚園制服
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
スチールベッド、エレクトーン、サイドボード、二層式洗濯機、籐椅子三点セット、クロスバイク
- その他
毛布

◆ゆずってほしい

- お母さん・お子さん向け
抱っこひも、チャイルドシート
- 家具・インテリア・電化製品・楽器
ミシン、地デジ対応テレビ、2ドア冷蔵庫、自転車、炊飯ジャー、マッサージチェア、アップライトピアノ、CDラジカセ、ノートパソコン、スチールベッド
- その他
毛布、組紐の組台、糸車、糸糸、織機、人台、佐久山の郷土史(愛郷炉談)

「不用品登録」利用方法

◆ゆずりたい

- 不用品は修繕などが不要で再利用できるもの。
- 展示できる大きさは概ね、幅および奥行きがそれぞれ60cm未満、高さ2m未満としますが、詳細はお問い合わせください。

※搬入は各自でお願いします。

- 展示できない大きなものや、持ち込みができない方は電話で登録をしてください。

◆ゆずってほしい

- 展示してあるものはその場で引き取りができます。
- ゆずってほしい物を直接または電話でご登録ください。

●注意事項

- 登録情報が一致した場合は、ゆずりたい方の電話番号のみをゆずってほしい方にお教えしますので、その後は当人同士で交渉を行ってください。
 - 交渉の成立、不成立に関わらず、結果を報告してください。その報告をもって交渉成立の場合は登録内容を抹消します。
 - 「無償」としますので金品の要求などはしないでください。万が一、金銭トラブルなどが起きた場合でも、取引に関し責任は負いません。
 - 対象は市内在住の個人としますので事業者や法人の利用は固くお断りします。
 - 登録内容の有効期限は登録した翌月から3カ月とし、引き続き登録をしたい場合はその旨ご連絡ください。
- ※太字は展示品になります。

■登録先・問い合わせ

くらし情報館 TEL (47) 7379

管理者 大田原市くらしの会

場所 中央1-2-14 あらまち蔵屋敷内

開館日時 9月5日(月)、7日(水)、9日(金)、14日(水)、17日(土)、18日(日)、22日(木)、26日(月)、28日(水)、30日(金)

いずれも午前10時～午後3時

